

策定 平成18年10月16日 環事企第 1 号
変更 平成20年 4月 1日 環事企第080401001号
変更 平成30年 3月22日 環事企第180322005号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の入門許可に係る
更新許可申請及び変更・廃止届に関する手続について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の入門許可に係る更新許可申請及び変更・廃止届に関する手続について」は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)に係る受入基準第2 に規定する入門許可証を交付された搬入者に対して、更新許可申請及び変更・廃止届に関する手続について定めたものです。

1. 更新許可申請に関する手続

入門許可証の有効年月日は、処理施設の存する自治体の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の有効年月日と同じです。有効年月日後も引き続き、入門を継続しようとするときは、入門許可証に記載された有効年月日までに更新を行う必要があります。更新の手続は、新規に入門許可申請を行う場合と同様です。入門許可証の有効年月日の3ヶ月前から受付を行います。

なお、入門許可証の有効年月日の2ヶ月前までに申請がない場合は、事務処理の都合上、入門許可証の有効年月日までに更新できない場合があります。

2. 変更・廃止届に関する手続

(1) 変更届

処理施設ごとに定める認定申請手引書又は入門許可申請手引書に基づき申請時に提出した次に掲げる書類の記載事項等に変更があった場合には、速やかに変更届に関する手続を行う必要があります。

- ・ 認定申請書又は入門許可申請書に記載した事項
- ・ 事業計画書に記載した内容
- ・ 連携者に係る調書(※)に記載した事項(調書に記載した「PCB 廃棄物の収集運搬に従事する者」の変更は除く。)

変更届の手続は、変更・廃止届出書(別添様式)に必要事項を記載するとともに、認定申請書又は入門許可申請書に記載した事項に変更があった場合には自治体に提出した特別管理産業廃棄物処理業変更届出書等(写し)を、また、事業計画書に記載した内容に変更があった場合には変更事項について記載した事業計画書(変更)を添付の上、正本1部及び副本(正本のコピー可)1部の計2部を事業所長に提出して下さい。

なお、事業計画書に記載した内容に変更があった場合には、事業所長より事業計画変更確認書の交付を受ける必要があります。当該確認書の交付を受けない限り、変

更した内容に基づく収集運搬を行うことはできません。

※ 連携者がいる場合に提出する書類。連携者とは、搬入者と連携して収集運搬を行うPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者又はPCB廃棄物の保管事業者をいう。

(2) 廃止届

PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業を廃止した場合は、速やかに廃止届に関する手続を行う必要があります。

廃止届の手続は、変更・廃止届出書(別添様式)に必要事項を記載し、事業所長に提出するとともに、入門許可証、入門許可車両証及び入門許可者証を併せて返納して下さい。

様式

変更・廃止届出書

平成 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

〇〇PCB処理事業所長 ×× ×× 殿

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成 年 月 日付けで入門許可の申請時に提出した認定申請書若しくは入門許可申請書、事業計画書又は連携者に係る調書（連携者がいる場合）に係る以下の事項について変更・廃止したので、関係書類等を添えて届け出ます。

		新	旧
変更した事項の内容 (該当する事項にチェックすること)	認定申請書又は 入門許可申請書 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 事業対象地域		
	<input type="checkbox"/> 事業計画書		
	連携者に係る調書 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 事業対象地域		

変更又は廃止の理由

担当者又は担当部署

電話番号

FAX

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 事業計画書に記載した内容を変更した場合には、事業所長より事業計画変更確認書の交付を受けること。当該確認書の交付を受けない限り、変更した内容に基づく収集運搬を行うことはできない。